

岡山市週休２日工事（発注者指定型）実施要領（森林土木工事）

（趣旨）

第１条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する森林土木工事に
おいて、週休２日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第２条「週休２日」とは、「通期の週休２日」、「月単位の週休２日」及び「完全週休２日（土日）」
をいう。

２ 「週休２日工事」とは、週休２日を実施する工事をいう。

３ 「対象期間」とは、現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日（後片付け期間は含まな
い）までをいう。

４ 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、
現場を閉所とすることをいう。

５ 「通期の週休２日」とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」とい
う。）が、４週８休（２８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。

６ 「月単位の週休２日」とは、対象期間における全ての月において、現場閉所率が４週８休（２
８．５％（８日／２８日））以上確保されていることをいう。ただし、暦上の土日の閉所では
２８．５％に満たない月の場合であって、当該月の土・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行
っているときは、２８．５％以上を達成しているものとみなす。

７ 「完全週休２日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、現場閉所日を土・日曜日に
指定し、１週間に２日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土・
日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土・日曜日に代わる曜日（以下、
「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。

（対象工事）

第３条対象工事は、岡山市が発注する森林土木工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する
工事は対象外とする。

（１）災害復旧工事等の緊急を要する工事

（２）設計金額が４００万円以下の工事

（３）単価契約工事

（４）その他週休２日として相応しくないと判断した工事

２ 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休２日工事」の
対象工事である旨を明記し、「岡山市週休２日工事（森林土木工事）（発注者指定型）特記仕様
書」を添付するものとする。

（実施方法）

第４条 週休２日工事の発注方式は、週休２日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

２ 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休２日の内容として、完全週休２日（土日）、月単位
又は通期の週休２日のいずれを実施するか協議するものとする。

３ 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日又は指定曜日に作業を行う必要が

生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。

- 4 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

第5条 月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で許容価格を作成するものとする。

- 2 完全週休2日(土日)の達成をした場合は、精算時に前項の補正係数を完全週休2日(土日)の達成をした場合の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。

- 3 前2項の補正係数は「週休2日の積算方法について(森林土木工事)」に定める。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において月単位の週休2日を達成した場合は、工事成績評定において監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価し、完全週休2日(土日)の達成をした場合は、工事成績評定において総括監督員の評価である「工程管理」の「その他」の項目でさらに評価するものとする。

(履行証明書)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休2日又は完全週休2日(土日)を達成し、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、単価適用日が令和7年8月1日以降の工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休2日工事(森林土木工事)(発注者指定型)実施要領(令和7年8月1日施行)は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、単価適用日が令和8年8月1日以降の工事から適用する。